

広島県告示第千四十一号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこと
ができる手続等）の一部を次のように改正し、平成十九年十月二十日から施行する。

平成十九年十月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中

広島県温泉法施行細則（昭和二十五年広島県規則第
二十一号）

第九条

を

広島県温泉法施行細則（昭和二十五年広島県規則第
二十一号）

第十二条

に改

める。